

ユニチカ設備技術(株)等が製造した防火スクリーンの 性能評価・大臣認定における虚偽申請について

平成 26 年 12 月 16 日

国 土 交 通 省

住 宅 局 建 築 指 導 課

1. 概要

ユニチカ設備技術(株)が製造した防火スクリーンである「ユニファイヤーガード」のウォークスルータイプについて、虚偽の申請書を提出して建築基準法に基づく性能評価・大臣認定を受けていたことが判明した旨、ユニチカ設備技術(株)から国土交通省に報告がありましたので、お知らせいたします。

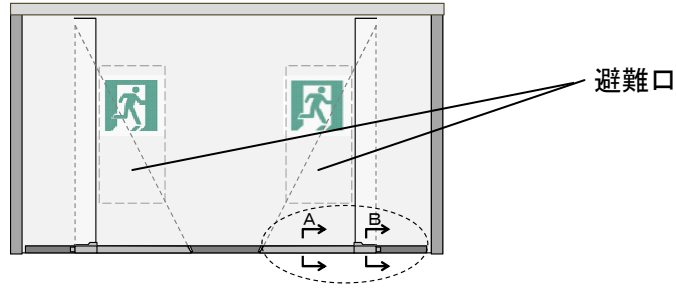
また、(株)内外テクノスにおいても、ユニチカ設備技術(株)からの技術提供を受け同種の防火スクリーンである「テクノス耐火スクリーン」を製造していたことから、この防火スクリーンについても正しく性能評価・大臣認定を受けていない旨、(株)内外テクノスから国土交通省に報告がありましたので、併せてお知らせいたします。

2. 虚偽申請の内容

- (1) ユニチカ設備技術(株)が平成 17 年に防火スクリーンの大臣認定を受けるに当たって、指定性能評価機関である(一財)日本建築総合試験所において遮煙性能試験を受けたときに用いた試験体の仕様と異なる仕様である、遮煙材を記載しない仕様での性能評価申請を行い、性能評価・大臣認定を受けていました。
- (2) 当該製品については、ユニチカ設備技術(株)が平成 22 年に実施した社内調査において、ガイドレールの鋼材の種類等が、実際に販売していた製品の仕様と認定を受けた仕様とで異なっていることが判明したため、平成 23 年に仕様の一部を変更したうえで改めて性能評価・大臣認定を受け直していましたが、そのときに平成 17 年の試験報告書の一部を改ざんし、申請していました。

なお、今般、ユニチカ設備技術(株)が実際に販売していた製品の仕様で性能確認試験を実施したところ、大部分のものが所要の遮煙性能を有していないことが判明したことについても報告されています。

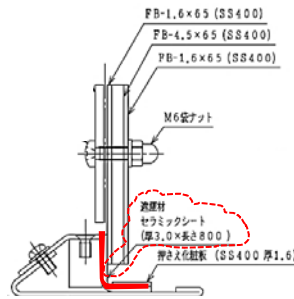
<防火スクリーンのイメージ(避難口が2箇所あるタイプ)>



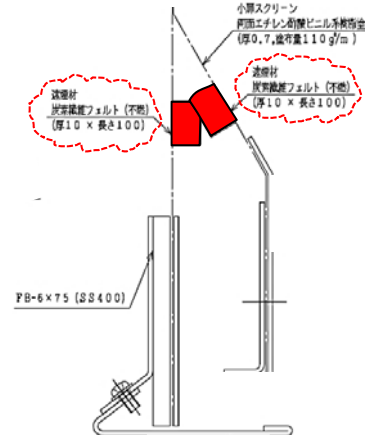
<虚偽申請の概要>

○平成 17 年の試験体
(試験報告書の図面)

■ : 遮煙材
□ (点線) : 遮煙材の記述



断面 A



断面 B

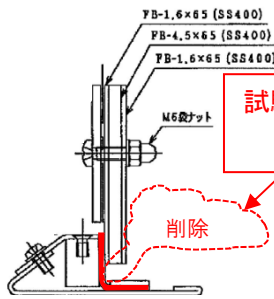
○平成 17 年の性能評価申請書
試験報告書に記載の遮煙材の
一部を記載せず。

断面 A の図面
は添付あり

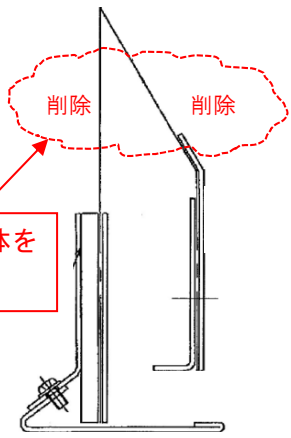
断面 B の図面は
添付なし

* 実際に販売されていた製品にはいずれの遮煙材もなし

○平成 23 年の変更申請時
(添付されていた平成 17 年の試験報告書の図面)



断面 A



断面 B

○平成 23 年の性能評価申請書
試験報告書に記載の遮煙材の
全てを記載せず。

遮煙材の記述が削除された
ままの図面が添付

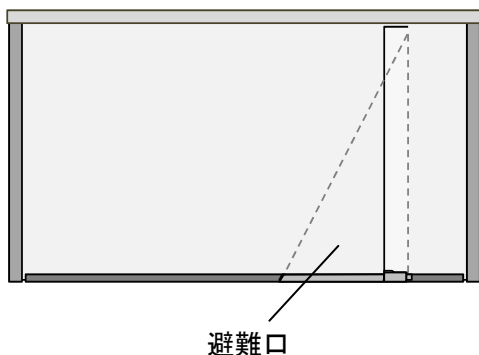
断面 B の図面は
添付なし

* 実際に販売されていた製品にはいずれの遮煙材もなし

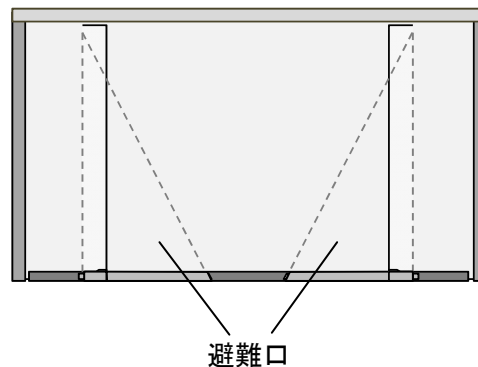
<所要の遮煙性能がないとの報告があった防火スクリーンの概要>

性能評価・大臣認定を受けていて、所要の遮煙性能がないとの報告があった防火スクリーンは、次の4タイプです。

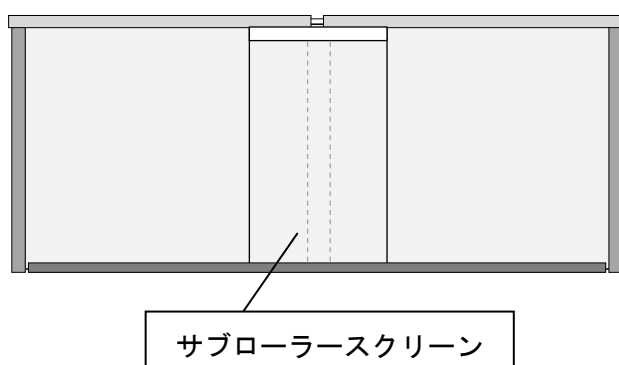
- ・避難口が1箇所あるタイプ



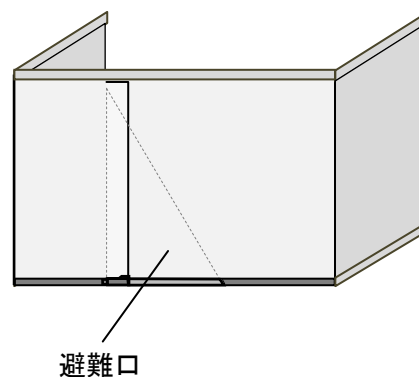
- ・避難口が2箇所あるタイプ



- ・サブローラスクリーンのあるタイプ



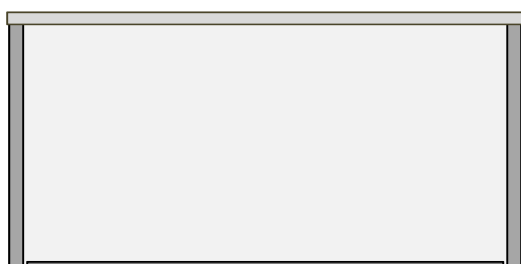
- ・避難口のあるコーナータイプ



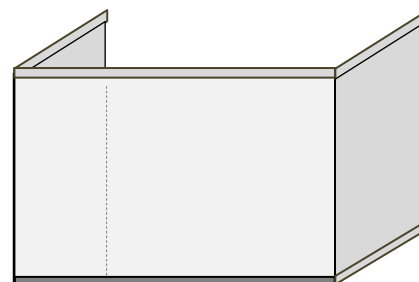
<所要の遮煙性能があるとの報告があった防火スクリーンの概要>

性能確認試験において、所要の遮煙性能を有していることが確認されたとの報告があった防火スクリーンは次の2タイプです。

- ・避難口及びサブローラスクリーンがないタイプ



- ・避難口のないコーナータイプ



3. 当該防火スクリーンの概要

(1) ユニチカ設備技術(株)製「ユニファイヤーガード」(ウォークスルータイプ)

<販売期間>

・平成14年1月～平成26年9月

<製品総数>

・6,424台(1,641現場)

<上記のうち所要の遮煙性能を有していないとの報告があった製品数>

・6,241台(1,616現場)

<認定番号>

CAS-0001、CAS-0010、CAS-0081、CAS-0098、CAS-0170、CAS-0193、CAS-0207、CAS-0284、CAS-0288、CAS-0406、CAS-0582、CAS-0586、CAS-0604、CAS-0611、CAS-0636、CAS-0639、CAS-0644、CAS-0871

(2) (株)内外テクノス製「テクノス耐火スクリーン」

<販売期間>

・平成16年6月～平成26年10月

<製品総数>

・951台(187現場)

<上記のうち所要の遮煙性能を有していないとの報告があった製品数>

・510台(127現場)

<認定番号>

CAS-0082、CAS-0099、CAS-0171、CAS-0194、CAS-0208、CAS-0285、CAS-0289、CAS-0612、CAS-0613、CAS-0637、CAS-0646

4. 国土交通省の対応

(1) 大臣認定の取消し

上記に記載した認定を受けた防火スクリーン(ユニチカ設備技術(株):18件、(株)内外テクノス:11件、合計:29件)については、ユニチカ設備技術(株)及び(株)内外テクノスより、所要の遮煙性能を有していない旨報告があったため、当該認定を本日付けで取り消します。

(2) 各企業への対応

本日、ユニチカ設備技術(株)及び(株)内外テクノスに対して、次のことを指示しました。

- 1) 当該防火スクリーンが設置された建築物の所有者に、当該防火スクリーンが所要の遮煙性能を有していない旨を早急に通知するとともに、速やかに所要の性能を確保するための改修等を実施し、当該建築物の概要(物件名、所在地等)及び改修等の結果を、国土交通省及び所管の特定行政庁に報告すること。
- 2) 原因究明を行い、再発防止策を検討し国土交通省に報告すること。
- 3) 各企業が保有する他の大臣認定について、改めて法適合性を確認すること。
- 4) 相談窓口を設置し、適切に対応すること。

(3) 指定性能評価機関への対応

本日、当該防火スクリーンに係る性能評価書を交付した指定性能評価機関である（一財）日本建築総合試験所に対し、今回報告のあった虚偽申請等の再発防止策を検討し、その結果を国土交通省に報告するよう指示しました。

(4) 特定行政庁への対応

本日、関係する特定行政庁に対して、当該防火スクリーンが設置されている建築物について、ユニチカ設備技術(株)及び(株)内外テクノスからの報告を受けて、改修等の結果を確認するよう通知しました。

(参考) 平成 22 年にユニチカ設備技術(株)が実施した社内調査で判明した仕様違いの内容

【ガイドレール(補強材)・座板(芯材)・カバーケース・煙返し】

認定仕様は SGC400 であるが、製品は SGHC 又は SGHC 相当鋼であった。

【座板(開口部)】

認定仕様にはない溶融亜鉛めっき鋼板が使われていた。

【ブラケット】

認定仕様は厚さ 3.2mm であるが、製品は 4.5mm 又は 6.0mm であった。

【丁番】

認定仕様は冷間圧延鋼板(JIS G 3141)であるが、製品は一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101, SS400)であった。

【小扉ストッパー】

認定仕様はステンレス鋼板(JIS G 4305)直径 6.0mm であるが、製品は冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305, SUS304)厚さ 2.0mm であった。

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

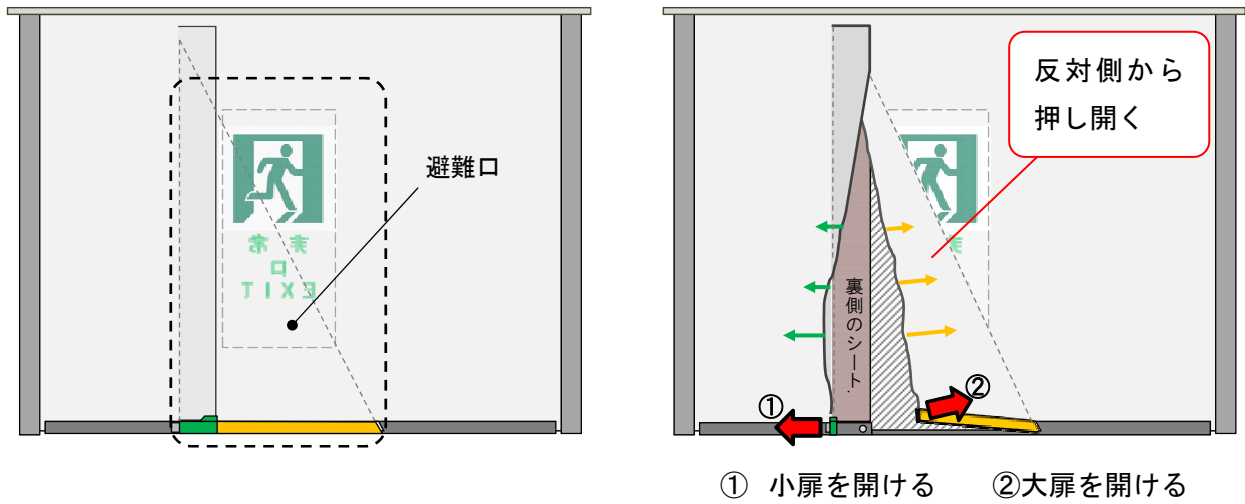
武藤、田窪 (内線 39-547、39-533)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8514

FAX 03-5253-1630

防火スクリーンの概要

- ・防火スクリーンは、火災による煙を感知した場合等に、自動的に閉鎖し、所要の遮煙性能等を有するものとして、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づき、同法施行令第 112 条第 14 項第二号等の規定に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた特定防火設備です。
- ・避難口は、火災時に防火スクリーンが閉鎖した場合においても、在館者等の動線を確保するために設けられている扉で、次の図のように開きます。



- ・サブローラースクリーンは、防火スクリーンの幅が広く複数のスクリーンが必要になる場合に、メインスクリーン同士の連結部において煙が漏れることを防止するために設けるスクリーンです。

